

基労発第0323001号
平成21年3月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長

特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について

特別加入者に係る給付基礎日額の変更申請期間については、事務処理の合理化の観点から、年度更新に係る事務処理期間と統一させるため、昭和42年2月21日付け基災発第4号「労災保険事務組合並びに特別加入に関する事務処理について」（以下、「4号通達」という。）、平成13年12月18日付け基労発第6号「一人親方等特別加入者に係る給付基礎日額変更期間の改正について」（以下、「6号通達」という。）等により、年度更新期間と同一（4月1日から5月20日まで）としているところである。

今般、社会保険・労働保険徴収事務一元化により、平成21年度以降、年度更新時期が、6月1日から7月10日までに変更されることから、特別加入者に係る給付基礎日額変更期間についても、下記のとおり改め、6月1日から7月10日までとするので、今後の取扱いに遺漏のないよう万全を期されたい。

なお、7月11日以降の年度途中については、従来どおり、給付基礎日額を変更することができないことに留意されたい。

記

1 改正及び廃止

- (1) 4号通達の記の3の(1)中「5月20日まで」を「6月1日から7月10日まで」に改める。
- (2) 6号通達を廃止する。

2 変更手続

給付基礎日額の変更手続については、従来どおり、第一種特別加入者は「保険料申告内訳書」又は「給付基礎日額変更申請書」、第二種特別加入者は「給付基礎日額変更申請書」、第三種特別加入者は「給付基礎日額変更申請書」又は「第三種特別加入保険料申告内訳名簿」によること。

3 施行日

平成21年4月1日から施行する。